

令和5年2月第1回室戸市議会臨時会会議録

1. 日 時 令和5年2月15日(水)

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 淵 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 小 椋 利 廣	6番 脇 本 健 樹
7番 久 保 八太雄	8番 濱 口 太 作	9番 山 本 賢 誓
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 亀 井 賢 夫

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 谷 村 直 人
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり
議事班主任 村 田 茉莉

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 黒 岩 道 宏
総 務 課 長 濱 田 亮 士	財 政 課 長 上 松 富士樹
建設土木課長 川 崎 州	

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第1号 令和3年度防安全第7号東ノ川橋仮橋設置工事請負契約の変更に
ついて

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第3まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開会、開議

○議長（亀井賢夫君） おはようございます。

ただいまから令和5年2月第1回室戸市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（亀井賢夫君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。町田議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（町田又一君） 令和5年2月第1回室戸市議会臨時会を開会するに当たり、議会運営委員会委員長報告を行います。

本日、議会運営委員会を開会し、諮問のありました会期及び日程等についての協議を行いました。

今期臨時会に提案されております案件は、その他1件となっております。

会期につきましては、本日1日限りとし、議案審議においては委員会付託を省略することといたしました。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（亀井賢夫君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において小椋利廣議員及び河本竜二議員を指名いたします。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~

○議長（亀井賢夫君） 次に、日程第3、議案第1号令和3年度防安全第7号東ノ川橋仮橋設置工事請負契約の変更についてを議題といたします。

ここで市長から提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 本日、令和5年2月第1回室戸市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

今臨時会に提案いたします案件は、1件であります。

以下、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号令和3年度防安全第7号東ノ川橋仮橋設置工事請負契約の変更について。

本案は、令和4年3月4日付で有限会社誠興建設代表取締役高崎節氏と工事請負契約を締結した令和3年度防安全第7号東ノ川橋仮橋設置工事において、くい基礎工事等の追加計上に伴い請負金額を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、概略説明をいたしました但し、詳細につきましては建設土木課長から補足説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（亀井賢夫君） 執行部から補足説明を求めます。川崎建設土木課長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時5分 休憩

午前10時7分 再開

○議長（亀井賢夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。小椋利廣議員。

○5番（小椋利廣君） 5番小椋利廣。若干質疑をしたいと思います。

先ほど建設課長からは、くい基礎が地盤の関係で1メートルから2メートルになったという説明があったと思っております。この話は、実は私も去年の秋頃から地盤がやりこいという話を聞いておまして、その時点でもう既に設計変更ができていなかったらいけないんじゃないかなと。現在、2月の末の年度末を控えたこの時期に、どうしてこの設計変更ができたのか。私は、去年の秋の時点で、この地盤の支持力がないということで1メートルから2メートルになったという時点でもう既に設計変更ができていなければならないというふうに考えておりましたけれども、今の時期にどうして設計変更が、3,000万円も余った金額が増額になっているの

に、こういう大きな工事の中で、この設計変更がどうして遅れてきたというか現在になったのかお聞きをしたいと思います。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。川崎建設土木課長。

○建設土木課長（川崎 州君） 小椋議員の御質疑にお答えします。

くい基礎が1メートルから2メートル追加で継ぎ足しになった案件が秋頃に話はあったけれど、なぜこの時期の変更になったかという御質疑ですが、変更内容が判明した段階で、契約書にある第18条にある変更協議のほうを行っております。それで、最終で変更全体で固めた上で契約する旨協議をしてこの時期になったものでありますので、御理解いただけたらと思います。

○議長（亀井賢夫君） 小椋利廣議員の2回目の質疑を許可いたします。

○5番（小椋利廣君） 5番小椋利廣。2回目の質疑を行いたいと思います。

先ほどの課長の説明では、お互いに変更設計について協議をした結果現在になったという話でしたけれども、私たちがやっていた当時のことですが、こういう大きな変更については、発注者と受注者がお互いに納得した上で、設計変更額が確定をした上で次の工事に着手をするというふうに私たちの当時はやっておりましたけれども、こういうことになってくると、既に下請の業者も全部引き上げてしても高知へ帰ってしてもた後で、既に工事が完成をした後で大きく設計変更の額が決まってくると。こういうことではなしに、当時現場でまだ工事途中であってもそれが重要な変更であるこういう基礎くいの関係であれば、工事期間中であって設計変更の金額が確定してからの工事の着手になるのではないかというふうに私は考えておりますけれども、その辺についてももう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。川崎建設土木課長。

○建設土木課長（川崎 州君） 小椋議員の2回目の御質疑にお答えします。

変更内容が出たごとに変更契約を結ぶべきではないかという御質疑ですが、土木工事においては、地下の部分に関しては……。

（発言する者あり）

○建設土木課長（川崎 州君）（続） 土木工事においては、地下部分に関しては見えない部分もたくさんございますので、工事の内容によっては変更が多々あります。その都度契約しておれば何回も契約する必要も生じますので、そのために契約書上で第18条の協議というものがございまして、その18条の協議に基づいてその都度協議を行っており最終で変更するような形を取っております。これは、他の工事においても同じような方法をとっておりますので御理解いただけたらと思います。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） 小椋議員の3回目の質疑を許可いたします。

○5番（小椋利廣君） 5番小椋利廣。3回目の質疑を行いたいと思います。

先ほどの課長の答弁では、協議の上で最終的に設計変更を行うという答弁やったと思います

けれども、これは恐らくこういう大きな工事であれば、地下の地盤の関係もボーリング調査もした上で、はっきり決まっている状況の中で発注がされたというふうに私は考えておりますけれども、それが途中で変更になった、それが最終までどうしても確定しなかったということには私はならないというふうに考えております。一番最初にボーリング調査をやった時点でもう既に地盤は分かっている中で、工事途中であって地盤が軟弱であるということに気づいたことによって基礎が1メートルから2メートルに長くなったということでもありますので、その時点で、私はもう設計変更ができていなければならないのではないかとこのように考えておりますので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（亀井賢夫君） 執行部の答弁を求めます。川崎建設土木課長。

○建設土木課長（川崎 州君） 小椋議員の3回目の御質疑にお答えします。

ボーリング調査を事前に実施しており、それに見合わない変更が生じた場合にはその都度変更を取るべきではないかというような御質疑だと思いますが、確かに事前のボーリング調査を行ってまいりました。ボーリング調査につきましてはその設計の基準になる土質調査要領に基づいて調査しており、それは支持地盤が5メートル確認できればその段階で調査のほうは……。

（発言する者あり）

○建設土木課長（川崎 州君）（続） その土質調査要領に記載されている内容では、支持地盤が5メートル確認できればよいとされておりますのでその部分まで確認してまいりましたが、それ以降に不支持となる層が出てきたものであります。そのため1メートルから2メートルの追加が必要になったのですが、それについては先ほども申しましたとおり契約書の第18条に基づく協議を行って、双方合意の上最終変更で行うということで協議を行っておりますので御理解ください。以上でございます。

○議長（亀井賢夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第3、議案第1号令和3年度防安全第7号東ノ川橋仮橋設置工事請負契約の変更についてを行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） なしと認めます。

これをもって日程第3、議案第1号についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号令和3年度防安全第7号東ノ川橋仮橋設置工事請負契約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（亀井賢夫君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井賢夫君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これもちまして令和5年2月第1回室戸市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前10時20分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員